

2019年度 介護支援専門員実務研修受講試験 受験資格

次の1または2の対人援助業務に従事した期間が、通算して5年以上かつ実勤務日数が900日以上ある者

1. 保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務

※法定資格**取得後**から**試験前日**までの実務経験を算入できます。

※要介護者に対する**直接的な対人業務ではない**期間は実務経験には**含まれません**。

(例. 医師の研究職、栄養士の献立作成・調理業務、等)

医師、 歯科医師、 薬剤師、 保健師、 助産師、 看護師、 准看護師、
理学療法士、 作業療法士、 社会福祉士、 介護福祉士、 視能訓練士、
義肢装具士、 歯科衛生士、 言語聴覚士、 あん摩マッサージ指圧師、
はり師、 きゅう師、 柔道整復師、 栄養士(管理栄養士を含む)、 精神保健福祉士

2. 以下のいずれかの相談援助業務

※相談援助業務の詳細は別紙参照

(1) 生活相談員

- ・ 特定施設入居者生活介護
- ・ 介護老人福祉施設

における、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務
(介護予防・地域密着型を含む)

(2) 支援相談員

介護老人保健施設における、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務

(3) 相談支援専門員

計画相談支援及び障害児相談支援における相談援助業務

(4) 主任相談支援員

生活困窮者自立相談支援事業における相談援助業務

[問合せ先]

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2階

〔電 話〕 029-241-4121

〔受付時間〕 9時～12時 13時～17時 (土・日・祝日を除く)

※受験資格については、提出書類をもとにした確認が必要なため、電話によるお問い合わせには、明確にご回答出来ない場合があります。

相談援助業務の詳細

1 生活相談員

業務内容・根拠法令等

- ア. 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護にあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 37 号）第 175 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員
- イ. 介護保険法第 8 条第 21 項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 110 条第 1 号に規定する生活相談員
- ウ. 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入所者生活介護にあっては、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 231 条第 1 項第 1 号に規定する生活相談員
- エ. 介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設にあっては、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 39 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員
- オ. 介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にあっては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項第 2 号に規定する生活相談員

2 支援相談員

業務内容・根拠法令等

- 介護保険法第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設にあっては、指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 4 号に規定する支援相談員

3 相談支援専門員

業務内容・根拠法令等

ア. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 18 項に規定する計画相談支援にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条に規定する相談支援専門員

イ. 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援にあっては、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員

4 主任相談支援員

業務内容・根拠法令等

生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業にあっては、生活困窮者自立支援事業等の実施について（平成 27 年 7 月 27 日社援発 0727 第 2 号）別添 1 の自立相談支援事業実施要領 3 の（2）アに規定する主任相談支援員

※ 相談援助業務としては、類似した職名であっても、上記の法令等で規定された相談援助業務以外は実務経験として算入できませんのでご注意ください。

※ 自身が従事する業務が、上記にあたるかについては、施設長、管理者の方へお問い合わせください。

[問合せ先]

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 福祉人材・研修部

〒310-8586 茨城県水戸市千波町 1918 茨城県総合福祉会館 2 階

〔電 話〕 029-241-4121

〔受付時間〕 9時～12時 13時～17時（土・日・祝日を除く）

※受験資格については、提出書類をもとにした確認が必要なため、電話によるお問い合わせには、明確にご回答出来ない場合があります。